

公共下水道公設污水樹設置工事(単価契約)実施要領

1. 工期

契約の日から「契約工期完了の日」又は、「指示限度額（9, 500千円）に達した指示の指示工期満了の日」のいずれか早い日までとする。

2. 契約方法

- 1) 別紙「公共下水道公設污水樹設置工事（単価契約）工種表・単価表」の合計金額を競争入札する。
- 2) 工種表・単価表の合計金額の落札価格と各工種の構成比率の積により各工種の単価（1円未満切捨て）を決定する。

3. 契約書等

公共下水道公設污水樹設置工事（単価契約）請負契約書にて行う。

4. 工事の着手

受注者は、請負契約締結後速やかに工事着手届（四日市市上下水道局工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で規定する第20号様式）を四日市市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

5. 実施方法

- 1) 工事の指示は工事（変更）指示書（様式1）により行う。
- 2) 受注者は関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを行うこと。
- 3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。

6. 指示工事完了及び工事の完成

- 1) 受注者は、ひとつの指示工事が完成することに指示工事完成報告書（様式3）を遅滞なく管理者に提出すること。
- 2) 受注者は、指示工事のすべてが完成したとき、速やかに工事完成届（四日市市上下水道局工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で規定する第28号様式）及び、工事実績報告書（兼請求明細書）（様式2）を管理者に提出すること。

7. 指示工事完了検査及び完成検査

- 1) 監督職員は、指示工事完成報告書（様式3）が提出されたとき速やかに現場確認を行い、検査職員は指示工事完了検査を行うものとする。
- 2) 指示工事完了検査後、受注者は工事目的物の引渡しを行うものとする。
- 3) 受注者から工事完成届が提出された時は、検査職員は完成検査を行うものとする。
- 4) 指示工事完了検査及び完成検査は管理者が指定した職員が行う。

8. 発注規模

- 1) 限度額
 - ① 指示工事1件1現場あたりの限度額は原則として50万円未満とする。

ただし、現場の都合により 50 万円以上 80 万円未満の指示をする場合がある。

② 指示金額の合計が、指示限度額（9, 500千円）に達した場合は、その後の指示は行わないものとする。

2) 請求

支払い請求は工事実績報告書（兼請求明細書）（様式2）に基づき行うものとする。

9. 未契約単価

1) 未契約単価は、発注者により三重県国土整備部積算基準等により決定した単価（経費込み）に請負比率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とし、協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行する。

実施手順書

この手順書は、公共下水道公設汚水枠設置工事（単価契約）に適用し、受注者は下記の事項に充分配慮して施工しなければならない。

1. 着手前手順

- 1) 受注者は、工事（変更）指示書（様式1）の受信を希望するFAX番号と緊急時に連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。
- 2) 受注者は、現場代理人以外の連絡要員を置く場合は、緊急時に連絡要員に連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。

2. 現地手順

- 1) 受注者は、工事（変更）指示書（様式1）を受領した後、速やかに現地確認を行い工事(変更)指示内容確認報告書（様式4）を監督職員に提出する。なお、現地と工事（変更）指示書（様式1）が符号しない場合は、監督職員へ報告し協議する。
- 2) 受注者は、工事着手にあたって必要に応じ通行止め等の許可取得、周辺住民への周知等を行う。
- 3) 受注者は、現地の状況により作業できない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員に報告し指示を受ける。

3. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受注者は、工事完成後出来形を測定し、必要に応じて展開図等成果が確認できる資料を作成する。検収数量は別表単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。ただし、工事（変更）指示書（様式1）による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げる。
- 2) 受注者は、次の写真を提出すること。
 - ① 指示現場ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。
 - ② 工事の施工内容や途中経過が確認できるもの。
- 3) 受注者は、監督職員が求めた場合は、状況写真を添付した作業日報を提出する。

4. 完成報告

- 1) 受注者は、工事完成後に指示工事完成報告書（様式3）に工事写真を添付し提出する。

5. 指示工事完了検査及び完成検査

- 1) 検査職員は、指示工事完成報告書、工事写真、作業日報等を用いて、指示工事完了検査及び完成検査を行う。

(様式 1)

工事(変更)指示書

平成 年 月 日

樣

下水建設課長

公共下水道公設汚水枠設置工事(単価契約)中部(30-3)請負契約書に基づき、下記工事の施工をされたく指示します。

記

1. 指示番号
 2. 工事名
 3. 道番号
 4. 場 所
 5. 工 期
 6. 監督職員名
 7. 工事内容

注意: 工事内容の詳細について監督職員と打合せてから着手すること。

数量は概算参考値とし、監督職員の指示により施工し、出来形を報告すること。

各工種の合計金額は千円止切捨とする。

(様式 2)

工事実績報告書(兼請求明細書)

起案日：平成 年 月 日

決 裁	課 長	事業調整監	副参事	課長補佐	係 長	主 幹	監督員
課長							

上記のとおり、指示工事完成報告書が提出されましたので報告します。

(様式3)

指示工事完成報告書

平成 年 月 日

下水建設課長

様

受注者名

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約)中部(30-3)請負契約書に基づき、下記の工事が完成したので別紙の出来形資料を添えて報告します。 なお、下記工事について、指示工事完了検査に合格した際は、工事目的物を引き渡します。

記

1. 指示番号
 2. 指示日
 3. 工事名
 4. 道番号
 5. 場 所
 6. 工 期
 7. 監督職員名
 8. 完成日
 9. 現場代理人
 10. 出来形明細

卷/冊

指示金額(税抜)

指 示 工 事 完 了 檢 察 済 証	
確 認 年 月 日	平 成 年 月 日
確 認 者 氏 名	
指 示 工 事 完 了 檢 察 年 月 日	平 成 年 月 日
檢 察 職 員 氏 名	

起案日:平成 年 月 日

決 裁	課 長	事業調整監	副 參 事	課長補佐	係 長	主 幹	監督員
課長							

工事(変更)指示内容確認報告書が提出されましたので報告します。

(様式4)

平成 年 月 日

工事(変更)指示内容確認報告書

下水建設課長

受注者名

公共下水道公設污水拠点設置工事(単価契約)中部(30-3)請負契約書に基づき下記の工事指示を確認したので、速やかに現場確認を行うとともに工事に着手します。

記

1. 指示番号
 2. 工事名
 3. 道番号
 4. 場 所
 5. 工 期
 6. 監督職員名
 7. 工事内容

注意:工事内容の詳細について監督職員と打合せてから着手すること。

数量は概算参考値とし、監督職員の指示により施工し出来形を報告すること。

各工種の合計金額は千円止切捨とする。

平成29年 4月

工事仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

(共通仕様書)

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」(三重県のホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
(ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県のホームページを縦覧すること。
(ハ) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)確認表(指定様式)を提出し、監督職員にマニフェスト(A票及びD票もしくはE票)の確認を得ること。
(ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを工事打合簿にて提出すること。
(ホ) 建設発生土を搬出する場合は、施工計画書に処分地(位置図)を明記すること。なお、処分地が民有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを提出するものとする。
3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、下請契約締結日より、10日以内に施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書(発注者指定の様式)に添付し提出すること。
4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車両等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
5. 資材購入及び工事の一部を下請負者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
6. 契約金額300万円未満の工事の工事工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求める限り省略するものとする。
7. 工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。
8. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任(変更)通知書に経歴書を添付すること。
国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督職員が提出を求める限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。
9. 監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。
10. 施工にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
11. 準備作業に伴う、除草及び整地は受注者にて行うこと。
12. この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。
13. 安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料については、監督職員に提示すること。

また、記録した資料については検査時に持参すること。

14. 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び作業員等を工事保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む。）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。

15. 石綿管の処理を伴う場合について

（イ）「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課（平成17年8月）に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。

（ロ）石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。

なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。

（ハ）石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

16. 污水管を布設する工事

（イ）公設污水栓設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

（ロ）公設污水栓設置申請書をもとに施工すること。

（ハ）污水本管には、汚水管埋設テープ（茶色）を設置すること。また污水栓の室内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。

17. 人孔鉄蓋（φ600）について

四日市型を使用すること。仕様については四日市市上下水道局ホームページ（ホーム》お知らせ》2017年04月01日 人孔鉄蓋の仕様について）を参照のこと。また、下水建設課で縦覧可能。

ホームページアドレス：（http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/pdf/human_iron_lid.pdf）

（工事現場の管理）

第3 関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締まりならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えるよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

（観測・測定・工事記録）

第4 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督職員に提出すること。

①道路中心鉄筋 ②境界標 ③引照点 ④街区三角点・街区多角点

2. 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

①工事中の土留材の変状 ②地質

3. 既設舗装の取壊しに際しては、概ね40m毎に側点を設け、その側点毎に既設舗装厚さを測定するとともに写真撮影すること。また、その側点記録等を監督職員に提出すること。

なお、上記事項を実施しない場合、その件に関する設計変更は発注者においておこない、受注者はこれに従わなければならない。

（環境調査）

第5 監督職員の指示がある場合、工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、上記について監督職員が提出を求め

た場合、すみやかに提出すること。なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

(騒音・振動)

第6 本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種の選定、使用方法について十分考慮すること。

(品質管理)

第7 基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

(産業廃棄物税)

第8 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

(契約金額500万円以上の工事)

第9 建設業退職共済（建退共）制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。（四日市市調達契約課ホームページから四日市市入札制度の概要について（工事等）を参照のこと。）

ホームページアドレス：（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatuseido.htm>）

なお、掛け金について、土木工事は契約金額の0.8/1000以上、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

提出の書式については、四日市市上下水道局ホームページから「書式のダウンロード」を参照のこと。

ホームページアドレス：（http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/05_tender/download/index.html）

中小企業退職金共済（中退共）制度など他の退職金制度に加入していることにより、共済証紙を購入する必要が無い場合は、理由書の提出により証紙購入を不要とする。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を工事請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市上下水道局総務課にて契約を締結すること。
3. 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事実績情報システム（CORINS）へ登録した場合は、「登録内容確認書」の写しを工事打合簿にて提出すること。
4. 三重県公共工事共通仕様書に基づき、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータ入力した場合は、登録証明書の写しを工事打合簿にて提出すること。

(使用機械)

第10 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。なお、グレーダについても、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

(暴力団不当介入に関する事項)

第11 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置

を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否とともに、速やかに所轄の警察へ通報並びに工事発注所属へ報告し、警察への捜査協力をを行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、工事発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(下水道工事標準図)

第12 污水管布設工事については、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。標準図については当初契約時における最新のものを適用する。

詳細については、四日市市ホームページを参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。（ホーム》各課の案内》下水建設課 情報一覧》下水工事(標準図)平成26年11月から）

ホームページアドレス：（<http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000002319/index.html>）

(特記仕様書)

第13 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならぬ。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならぬ。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

公共下水道公設污水樹設置工事(単価契約)中部(30-3)

(工種表・単価表)

平成30年度

種別	項目	工種番号	工種	単位	構成比	単価	換算単位	摘要
		—	合計額	—	1.00000			
汚水樹設置工	汚水樹設置工	1	Φ100 横断延長(~2m)	箇所	0.00661		1	購入土(RC-40)
		2	Φ100 横断延長(2m~3m)	箇所	0.00766		1	購入土(RC-40)
		3	Φ100 横断延長(3m~4m)	箇所	0.00917		1	購入土(RC-40)
		4	Φ100 横断延長(4m~5m)	箇所	0.01023		1	購入土(RC-40)
		5	Φ100 横断延長(5m~6m)	箇所	0.01172		1	購入土(RC-40)
		6	Φ100 横断延長(6m~7m)	箇所	0.01278		1	購入土(RC-40)
		7	Φ100 横断延長(7m~8m)	箇所	0.01384		1	購入土(RC-40)
		8	Φ100 横断延長(8m~9m)	箇所	0.01490		1	購入土(RC-40)
		9	Φ100 横断延長(9m~10m)	箇所	0.01597		1	購入土(RC-40)
		10	Φ100 横断延長(~2m)	箇所	0.00686		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		11	Φ100 横断延長(2m~3m)	箇所	0.00791		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		12	Φ100 横断延長(3m~4m)	箇所	0.00946		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		13	Φ100 横断延長(4m~5m)	箇所	0.01052		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		14	Φ100 横断延長(5m~6m)	箇所	0.01206		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		15	Φ100 横断延長(6m~7m)	箇所	0.01312		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		16	Φ100 横断延長(7m~8m)	箇所	0.01418		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		17	Φ100 横断延長(8m~9m)	箇所	0.01524		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		18	Φ100 横断延長(9m~10m)	箇所	0.01631		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		19	Φ150 横断延長(~2m)	箇所	0.00784		1	購入土(RC-40)
		20	Φ150 横断延長(2m~3m)	箇所	0.00913		1	購入土(RC-40)
		21	Φ150 横断延長(3m~4m)	箇所	0.01107		1	購入土(RC-40)
		22	Φ150 横断延長(4m~5m)	箇所	0.01237		1	購入土(RC-40)
		23	Φ150 横断延長(5m~6m)	箇所	0.01433		1	購入土(RC-40)
		24	Φ150 横断延長(6m~7m)	箇所	0.01562		1	購入土(RC-40)
		25	Φ150 横断延長(7m~8m)	箇所	0.01693		1	購入土(RC-40)
		26	Φ150 横断延長(8m~9m)	箇所	0.01823		1	購入土(RC-40)
		27	Φ150 横断延長(9m~10m)	箇所	0.01954		1	購入土(RC-40)
		28	Φ150 横断延長(~2m)	箇所	0.00819		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		29	Φ150 横断延長(2m~3m)	箇所	0.00949		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		30	Φ150 横断延長(3m~4m)	箇所	0.01150		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		31	Φ150 横断延長(4m~5m)	箇所	0.01279		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		32	Φ150 横断延長(5m~6m)	箇所	0.01481		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		33	Φ150 横断延長(6m~7m)	箇所	0.01611		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		34	Φ150 横断延長(7m~8m)	箇所	0.01742		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型
		35	Φ150 横断延長(8m~9m)	箇所	0.01872		1	購入土(RC-40) 本管種がSHP管・陶管または組立人孔接続型

単価は、消費税抜き

公共下水道公設污水樹設置工事(単価契約)中部(30-3)

(工種表・単価表)

平成30年度

種別	項目	工程番号	工種	単位	構成比	単価	換算単位	摘要
		36	Φ150 横断延長(9m~10m)	箇所	0.02002		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		37	ます蓋(鉄蓋)設置工 T-8	箇所	0.00720		1	
		38	ます蓋(鉄蓋)設置工 T-14	箇所	0.00707		1	
		39	ます蓋(鉄蓋)設置工 T-25	箇所	0.00727		1	
		40	本管土工(~1.0m)	箇所	0.00301		1	購入土(RC-40)
		41	本管土工(1.0m~2.0m)	箇所	0.00421		1	購入土(RC-40)
		42	本管土工(2.0m~3.0m)	箇所	0.01381		1	購入土(RC-40)
		43	本管土工(3.0m~4.0m)	箇所	0.01865		1	購入土(RC-40)
		44	本管布設工150(~1.0m)	m	0.00254		1	購入土(RC-40)
		45	本管布設工150(1.0m~2.0m)	m	0.00573		1	購入土(RC-40)
		46	本管布設工150(2.0m~3.0m)	m	0.00827		1	購入土(RC-40)
		47	小型人孔設置工 T-8 深さ2m以下	箇所	0.01998		1	管径150、200共通
		48	小型人孔設置工 T-14 深さ2m以下	箇所	0.02078		1	管径150、200共通
		49	小型人孔設置工 T-25 深さ2m以下	箇所	0.02119		1	管径150、200共通
		50	小型人孔設置工 T-14 深さ3.5m以下	箇所	0.02149		1	管径150、200共通
		51	小型人孔設置工 T-14 深さ3.5m以下	箇所	0.02228		1	管径150、200共通
		52	小型人孔設置工 T-25 深さ3.5m以下	箇所	0.02269		1	管径150、200共通
		53	副管工(Eタイプ)150 落差1.0m未満	箇所	0.00771		1	
		54	副管工(Eタイプ)150 落差1.5m未満	箇所	0.00884		1	
		55	副管工(Eタイプ)150 落差2.0m未満	箇所	0.00928		1	
		56	副管工(Eタイプ)150 落差2.5m未満	箇所	0.01028		1	
		57	副管工(Eタイプ)150 落差3.0m未満	箇所	0.01059		1	
		58	既設インバート工 楕円人孔	箇所	0.00023		1	
		59	既設インバート工 1号人孔	箇所	0.00040		1	
		60	既設インバート工 2号人孔	箇所	0.00057		1	
		61	既設人孔削孔工 100 楕円人孔	箇所	0.00085		1	
		62	既設人孔削孔工 100 1号人孔	箇所	0.00083		1	
		63	既設人孔削孔工 100 2号人孔	箇所	0.00109		1	
		64	既設人孔削孔工 150 楕円人孔	箇所	0.00080		1	
		65	既設人孔削孔工 150 1号人孔	箇所	0.00083		1	
		66	既設人孔削孔工 150 2号人孔	箇所	0.00109		1	
		67	可とう継手設置工 扯張型	箇所	0.00179		1	Φ150
		68	可とう継手設置工 貼付型	箇所	0.00172		1	Φ150
		69	可とう継手用削孔工 150 楕円人孔	箇所	0.00094		1	
		70	可とう継手用削孔工 150 1号人孔	箇所	0.00098		1	
仮設工	土留工	71	土留工(掘削深~1.3m以下) 矢板・支保工 1.5m、1段	箇所	0.00317		1	

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約)中部(30-3)

(工種表・単価表)

平成30年度

種別	項目	工種番号	工種	単位	構成比	単価	換算単位	摘要
		72	土留工(掘削深1.3~1.5m以下) 矢板・支保工 2.0m、1段	箇所	0.00332		1	
		73	土留工(掘削深1.5~1.8m以下) 矢板・支保工 2.0m、1段	箇所	0.00344		1	
		74	土留工(掘削深1.8~2.0m以下) 矢板・支保工 2.5m、1段	箇所	0.00358		1	
		75	土留工(掘削深2.0~2.3m以下) 矢板・支保工 2.5m、2段	箇所	0.00518		1	
		76	土留工(掘削深2.3~2.5m以下) 矢板・支保工 3.0m、2段	箇所	0.00532		1	
		77	土留工(掘削深2.5~2.8m以下) 矢板・支保工 3.0m、2段	箇所	0.00743		1	
		78	土留工(掘削深2.8~3.0m以下) 矢板・支保工 3.5m、2段	箇所	0.00767		1	
		79	土留工(掘削深3.0~3.3m以下) 矢板・支保工 3.5m、2段	箇所	0.00787		1	
		80	土留工(掘削深3.3~3.5m以下) 矢板・支保工 4.0m、2段	箇所	0.00811		1	
		81	土留工(掘削深3.8m以下) 矢板・支保工 4.0m、3段	箇所	0.01016		1	
	水替工	82	水替工(2インチ)	箇所	0.00137		1	
		83	水替工(3インチ)	箇所	0.00173		1	
		84	水替工(4インチ)	箇所	0.01112		1	
		85	締切排水工	箇所	0.01763		1	
		86	土のう工	m ²	0.00243		1	
		87	ウェルポイント設置・撤去工	本	0.00173		1	
		88	ウェルポイントポンプ設置・運転管理工	組	0.02327		1	
		89	ウェルポイントポンプ損料(日当り)	日	0.00553		1	
		90	ウェルポイントポンプ損料(日当り)	日	0.00081		1	
		91	ウェルポイントポンプ損料(現場当り)	現場	0.07381		1	
		92	ウェルポイント損料(日当り)	本・日	0.00001		1	
		93	ウェルポイント損料(現場当り)	本	0.00059		1	
		94	ヘッダーライン損料	m	0.00009		1	
		95	ジェット損料(現場当り)	現場	0.02927		1	
舗装復旧工	舗装復旧工	96	舗装切断工(AS)	m	0.00012		1	
		97	舗装切断工(CON)	m	0.00022		1	
		98	不陸整正工・補足材なし	m ²	0.00009		1	
		99	不陸整正工(2m ³ /100m ²)・RC-40	m ²	0.00010		1	
		100	不陸整正工(2m ³ /100m ²)・M-30	m ²	0.00011		1	
		101	アスファルト撤去工	m ²	0.00038		1 t=3cm 処分費・運搬費含む	
		102	アスファルト撤去工	m ²	0.00043		1 t=5cm 処分費・運搬費含む	
		103	アスファルト撤去工	m ²	0.00054		1 t=10cm 処分費・運搬費含む	
		104	路盤工(RC-40)	m ²	0.00019		1 t=15cm(RC-40)	
		105	路盤工(RC-40)	m ²	0.00020		1 t=17cm(RC-40)	
		106	路盤工(C-40)	m ²	0.00030		1 t=20cm(C-40)	
		107	路盤工(M-30)	m ²	0.00021		1 t=10cm(M-30)	
		108	路盤工(M-30)	m ²	0.00025		1 t=13cm(M-30)	
		109	As復旧工(車道1層)	m ²	0.00034		t=5cm 再生密粒度As(13)	

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水樹設置工事(単価契約)中部(30-3)

(工種表・単価表)

平成30年度

種別	項目	工程番号	工種	単位	構成比	単価	換算単位	摘要
		110	As復旧工(車道2層) 県道	m ²	0.00084		1	t=10cm 密粒度As改質II型(20)、粗粒度As改質II型(20)
		111	As復旧工(歩道)	m ²	0.00026		1	t=3cm 顆粒
		112	As復旧工(歩道)	m ²	0.00035		1	t=5cm 再生密粒度As(13)
		113	CON復旧工	m ³	0.00572		0.1	
		114	コンクリート取壊し 無筋構造物	m ³	0.00384		0.1	運搬・処分含む
		115	コンクリート取壊し 鉄筋構造物	m ³	0.00579		0.1	運搬・処分含む
		116	仮舗装工	m ²	0.00033		1	t=3cm 再生密粒度As(13)
		117	仮舗装工	m ²	0.00042		1	t=5cm 再生密粒度As(13)
		118	フィルター層敷設工	m ²	0.00017		1	t=5cm
付帯工	付帯工	119	成形目地工	m	0.00015		1	W=40mm
		120	区画線工	式	0.00845		1	溶融式50m未満
		121	交通誘導員(A)	人	0.00295		1	
		123	交通誘導員(B)	人	0.00255		1	
		124	試掘工	箇所	0.00118		1	
		125	立会い費	回	0.00124		1	諸官庁等申請費含む

単価は、消費税抜き

請負代金の支払について

平成 30 年度内は、請負代金の支払を行わないものとする。